

郵便番号
昭和三十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆人委規則・職員の給与に関する規則の一部改正

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

昭和三十年六月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

職員の給与の支給に関する規則の一部を
改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
第二十条第三項中「(昭和二十七年鳥取県人事委員会

規則第二号)」を「(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第一号。以下「義務免除規則」という。)」に改める。

第二十一条第四項中「第六項」を「第四項」に改める。

第二十二条の次に次の五条を加える。

・(期末手当及び勤勉手当の支給)

第二十二条の一 期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員のうち、左の各号に掲げる期間のある者については、当該各号に規定する期間を給与条例第十六条の四第二項に規定する在職期間(以下「在職期間」という。)及び給与条例第十六条の五第一項に規定する期間(以下「勤務期間」という。)に通算するものとする。
一 賃金等で雇用されていた期間のある者で、当該期間中ににおいて勤務を要する日が月平均二十二日以上であつた期間

二 国又は他の地方公共団体の職員(以下「他の公務員」という。)であつた者が、引き続き職員となつた場合において他の公務員であつた期間(賃金等で

雇用されていた期間のある者で、当該期間中におい

て勤務を要する日が月平均二十二日以上であつた期間を含む。)

第二十二条の三 勤勉手当の支給に關し、職員の勤務期間を計算する場合においては、勤務を要しない日及び休日並びに左の各号の一に該當し勤務しなかつた期間はこれを除外するものとする。

一 勤務しないことにつき任命権者の承認のなかつた期間

二 義務免除規則第七号に規定する病氣休暇(公務による負傷又は疾病による場合を除く。)により勤務しなかつた期間が通算して二十日をこえる場合の勤務しなかつ期間

三 休職を命ぜられた期間(公務による負傷又は疾病による場合を除く。)及び停職された期間

第二十二条の四 在職期間については、在職した日数(第二十二条の二の規定により通算された日数を含む。)三十日をもつて一月とする。

2 勤務期間については、勤務した日数(第二十二条の

二の規定によつて通算された日数を含む。)二十五日をもつて一月とする。

第二十二条の五 職員が支給日現在において、懲戒条例第三条の規定によつて減給されている場合、期末手当及び勤勉手当の額の計算の基礎となる給与月額は、その減給された給与月額とする。

第二十二条の六 勤勉手当は、職員の勤務状況と勤務期間に応じて支給するものとする。

2 職員の勤務状況に応じて支給する勤勉手当の額は、それぞれその支給日における職員の給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額の総額の百分の五と、支給日に応じ、第三項又は第四項の規定により支給した額の残額との合計額の範囲内において、そのつど任命権者が定めるものとする。但し、それぞれの場合において、職員に支給する額は、その職員の支給日における給料とこれに対する勤務地手当の合計額の百分の十五をこえてはならない。

3 職員の勤務期間に応じて六月十五日に支給する勤勉

手当の額は、その日における職員の給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額の総額の百分の二十を職員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額の総額で除したものに勤務期間に応じ、左の各号に定める割合を得た率をその職員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額に乗じて得た額とする。

一 勤務期間六箇月以上 百分の百
二 " 五箇月以上 六箇月未満 百分の九十
三 " 四箇月以上 五箇月未満 百分の八十
四 " 三箇月以上 四箇月未満 百分の七十
五 " 二箇月以上 三箇月未満 百分の六十
六 " 一箇月以上 二箇月未満 百分の五十
七 " 一箇月未満 百分の四十
八 " ない場合 ○

4 職員の勤務期間に応じて十二月十五日に支給する勤勉手当の額は、その日における職員の給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額の総額の百分の四十五を、職員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額の総額で

除したものに勤務期間に応じ、左の各号に定める割合を乗じて得た率をその職員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額に乗じて得た額とする。

一 勤務期間十二箇月以上 百分の百
二 " 十一箇月以上 十二箇月未満 百分の九十五
三 " 十箇月以上 十一箇月未満 百分の九十
四 " 九箇月以上 十箇月未満 百分の八十五
五 " 八箇月以上 九箇月未満 百分の八十
六 " 七箇月以上 八箇月未満 百分の七十五
七 " 六箇月以上 七箇月未満 百分の七十
八 " 五箇月以上 六箇月未満 百分の六十五
九 " 四箇月以上 五箇月未満 百分の六十
十 " 三箇月以上 四箇月未満 百分の五十五
十一 " 二箇月以上 三箇月未満 百分の五十
十二 " 一箇月以上 二箇月未満 百分の四十五
十三 " 一箇月未満 百分の四十
十四 " ない場合 ○

この規則は、公布の日から施行する。

附 則